

新潟県条例第82号

県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号(以下この条において「移動別表細目項等」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号(以下この条において「移動後別表細目項等」という。)が存在する場合には当該移動別表細目項等を当該移動後別表細目項等とし、移動別表細目項等に対応する移動後別表細目項等が存在しない場合には当該移動別表細目項等(以下この条において「削除別表細目項等」という。)を削り、移動後別表細目項等に対応する移動別表細目項等が存在しない場合には当該移動後別表細目項等(以下この条において「追加別表細目項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の項及び号の表示並びに削除別表細目項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の項及び号の表示並びに追加別表細目項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 県民生活・環境部関係		(3) 県民生活・環境部関係	
事務	市町村	事務	市町村
(略)		(略)	
		3 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	見附市
		(1) 法第7条の規定による指示 (2) 法第8条第1項の規定による措置の請求 (3) 法第8条第2項の規定による通知の受理 (4) 法第9条第2項の規定による報告の徴収、物件の提出の命令及び立入検査	
<u>3</u> (略)	(略)	<u>4</u> (略)	(略)
<u>4</u> (略)	(略)	<u>5</u> (略)	(略)
<u>5</u> (略)	(略)	<u>6</u> (略)	(略)
<u>6</u> 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年新潟県条例第42号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)	長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、	<u>7</u> 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年新潟県条例第42号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)	長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、
(1)~(25) (略)		(1)~(25) (略)	

	十日町市、見附市、燕市、佐渡市、 <u>魚沼市</u> 、 <u>南魚沼市</u> 及び胎内市
<u>7</u> (略)	(略)
<u>8</u> (略)	(略)
(略)	
15 (略)	(略)
15の2 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第7条第4項第9号の規定による設備整備計画の認定の同意 (2) 法第8条第4項において準用する法第7条第4項第9号の規定による設備整備計画の変更の認定の同意	新潟市及び三条市
(略)	
(4) 防災局関係	
事 務	市町村
(略)	
4 高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(86) (略)	新潟市、 <u>三条市</u> 及び <u>柏崎市</u>
5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。) (1)～(61) (略)	新潟市、 <u>三条市</u> 及び <u>魚沼市</u>
(略)	
7 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和54年法律第33号。以下この項において「法」とい	新潟市、 <u>三条市</u> 及

	十日町市、見附市、燕市、佐渡市及び <u>南魚沼市</u>
<u>8</u> (略)	(略)
<u>8の2</u> (略)	(略)
(略)	
15 (略)	(略)
(略)	
(4) 防災局関係	
事 務	市町村
(略)	
4 高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(86) (略)	新潟市及び <u>三条市</u>
5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。) (1)～(61) (略)	新潟市、 <u>三条市</u> 及び <u>魚沼市</u>
(略)	
7 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和54年法律第33号。以下この項において「法」とい	新潟市及び <u>三条市</u>

う。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) (略)	<u>び</u> <u>柏崎</u> <u>市</u>
-------------------------------------	-----------------------------

(5) 福祉保健部関係

事 務	市町村
(略)	
1の4 社会福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第61号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第2条第2項第3号に規定する軽費老人ホームを経営する事業に係るものに限る。） (1)～(10) (略)	加茂市及び妙高市
1の5 社会福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第2条第3項第4号に規定する老人福祉センターを経営する事業に係るものに限る。） (1)～(6) (略)	<u>村</u> <u>上</u> <u>市</u> 、 <u>燕</u> <u>市</u> 及び <u>五泉市</u>
1の6 社会福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(12) (略)	<u>三</u> <u>条</u> <u>市</u> 、 <u>十</u> <u>日</u> <u>町</u> <u>市</u> 、 <u>見</u> <u>附</u> <u>市</u> 、 <u>糸</u> <u>魚</u> <u>川</u> <u>市</u> 及び <u>佐</u> <u>渡</u> <u>市</u>
(略)	
3 母体保護法（昭和23年法律第156号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(16) (略)	<u>新</u> <u>潟</u> <u>市</u> 、 <u>三</u> <u>条</u> <u>市</u> 、 <u>村</u> <u>上</u> <u>市</u> 、 <u>糸</u> <u>魚</u> <u>川</u> <u>市</u> 、 <u>南</u> <u>魚</u> <u>沼</u> <u>市</u> 、 <u>聖</u> <u>籠</u> <u>町</u> 、 <u>関</u> <u>川</u> <u>村</u> 及び <u>粟</u> <u>島</u> <u>浦</u> <u>村</u>
3の2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第6条第1項の規定による支	<u>新</u> <u>潟</u> <u>市</u>

う。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) (略)	
-------------------------------------	--

(5) 福祉保健部関係

事 務	市町村
(略)	
1の4 社会福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第61号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第2条第2項第3号に規定する軽費老人ホームを経営する事業に係るものに限る。） (1)～(10) (略)	加茂市、 <u>見</u> <u>附</u> <u>市</u> 及び妙高市
1の5 社会福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第2条第3項第4号に規定する老人福祉センターを経営する事業に係るものに限る。） (1)～(6) (略)	<u>見</u> <u>附</u> <u>市</u> 、 <u>村</u> <u>上</u> <u>市</u> 及び <u>五泉市</u>
1の6 社会福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(12) (略)	<u>三</u> <u>条</u> <u>市</u> 、 <u>十</u> <u>日</u> <u>町</u> <u>市</u> 、 <u>糸</u> <u>魚</u> <u>川</u> <u>市</u> 及び <u>佐</u> <u>渡</u> <u>市</u>
(略)	
3 母体保護法（昭和23年法律第156号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(16) (略)	<u>糸</u> <u>魚</u> <u>川</u> <u>市</u> 、 <u>南</u> <u>魚</u> <u>沼</u> <u>市</u> 及び <u>聖</u> <u>籠</u> <u>町</u>

<p>給認定の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(2) 法第10条第1項の規定による支給認定の変更の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(3) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この項において「省令」という。）第13条第1項の規定による申請内容の変更の届出に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(4) 省令第26条の規定による医療受給者証の再交付の申請に係る書類の受理及び県への送付</p>			
<p>3の3 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>3の2 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>6 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略)</p>	<p>聖籠町、湯沢町、<u>関川村</u>及び<u>粟島浦村</u></p>	<p>(略)</p> <p>6 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) (略)</p>	<p>聖籠町、湯沢町及<u>び関川村</u></p>
<p>(略)</p> <p>8 児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第76号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第39条に規定する保育所に係るものに限る。） (1)～(11) (略)</p>	<p>長岡市及<u>び三</u><u>条市</u></p>	<p>(略)</p> <p>8 児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第76号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第39条に規定する保育所に係るものに限る。） (1)～(11) (略)</p>	<p>長岡市</p>
<p>9 児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第40条に規定する児童厚生施設に係るものに限る。） (1)～(11) (略)</p>	<p>長岡市、三條市、柏崎市、新発田市、小千谷市、<u>十日町市</u>、<u>燕市</u>、魚沼市、南魚沼市及び聖籠町</p>	<p>9 児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第40条に規定する児童厚生施設に係るものに限る。） (1)～(11) (略)</p>	<p>長岡市、三條市、柏崎市、新発田市、小千谷市、魚沼市、南魚沼市及び聖籠町</p>
<p>10 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、</p>	<p>長岡市及<u>び三</u></p>	<p>10 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、</p>	<p>長岡市</p>

<p>次に掲げるもの（法第39条に規定する業務を目的とする施設であって法第35条第3項の届出をしていないもの又は同条第4項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により認可を取り消されたものを含む。）に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>条市</p>	<p>次に掲げるもの（法第39条に規定する業務を目的とする施設であって法第35条第3項の届出をしていないもの又は同条第4項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により認可を取り消されたものを含む。）に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	
<p>11 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>長岡市及び三条市</p>	<p>11 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>長岡市</p>
<p>12 社会福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第2条第3項第2号に規定する放課後児童健全育成事業に係るものに限る。）</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、上越市、魚沼市、南魚沼市及び聖籠町</p>	<p>12 社会福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第2条第3項第2号に規定する放課後児童健全育成事業に係るものに限る。）</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、上越市、魚沼市、南魚沼市及び聖籠町</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>14 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。）、新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成18年新潟県条例第67号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第3条第1項又は第3項の規定による<u>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定</u></p> <p>(2) 法第3条第6項の規定による<u>協議</u></p>	<p>(略)</p>	<p>14 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第4条第1項の規定による<u>認定の申請に係る書類の受理及び県への送付</u></p> <p>(2) 法第5条第2項の規定による<u>認定の更新の申請に係る書類の受理</u></p>	<p>(略)</p>

- (3) 法第3条第8項の規定による通知
- (4) 法第3条第9項の規定による公示
- (5) 法第5条第2項の規定による有効期間の更新
- (6) 法第7条第1項の規定による認定の取消し
- (7) 法第7条第2項の規定による公表
- (8) 法第7条第3項の規定による公示
- (9) 法第8条第1項の規定による協議
- (10) 法第28条の規定による周知
- (11) 法第29条第1項の規定による変更の届出の受理
- (12) 法第29条第2項の規定による周知
- (13) 法第30条第1項の規定による報告の受理
- (14) 法第30条第2項の規定による報告の徴収
- (15) 条例第5条第1項の規定による廃止の届出の受理
- (16) 条例第5条第3項の規定による公表
- (17) 条例第6条の規定による意見の聴取

及び県への送付

- (3) 法第7条第1項の規定による変更の届出に係る書類の受理及び県への送付
- (4) 法第8条第1項の規定による報告に係る書類の受理及び県への送付
- (5) 法第8条第2項の規定による報告に係る書類の受理及び県への送付

(6) 産業労働観光部関係

事 務	市町村
(略)	
1の2 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)・(2) (略)	新発田市、小千谷市、糸魚川市、五泉市及び上越市
(略)	
3 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町	新 潟市、三条市、

(6) 産業労働観光部関係

事 務	市町村
(略)	
1の2 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)・(2) (略)	新発田市、小千谷市、 <u>燕市</u> 、糸魚川市、五泉市及び上越市
(略)	
3 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町	新 潟市、三条市、

<p>村の区域に係るものを除く。) (1)～(11) (略)</p>	<p>柏 崎 市、加 茂市、 十日町 市、村 上市、 燕市及 び妙高 市</p>	<p>村の区域に係るものを除く。) (1)～(11) (略)</p>	<p>柏 崎 市、加 茂市、 十日町 市、村 上市及 び妙高 市</p>
<p>3の2 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>3の2 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3の3 商工会法(昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1) 法第23条第1項の規定による設立の認可</p> <p>(2) 法第23条第3項(法第44条第4項(法第48条第5項において準用する場合を含む。))及び法第52条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取</p> <p>(3) 法第24条(法第44条第4項(法第48条第5項において準用する場合を含む。))、法第52条の2第5項及び法第54条第4項において準用する場合を含む。)の規定による通知</p> <p>(4) 法第42条第5項(法第48条第5項において準用する場合を含む。)の規定による総会の招集の承認</p> <p>(5) 法第44条第2項(法第48条第5項において準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の認可</p> <p>(6) 法第49条の規定による決算関係書類の受理</p> <p>(7) 法第50条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(8) 法第51条の規定による警告及び処分</p> <p>(9) 法第52条第2項の規定による解散の届出の受理</p> <p>(10) 法第52条の2第2項の規定による合併の認可</p> <p>(11) 法第53条の規定による清算人の選任</p> <p>(12) 法第54条第1項及び第2項の規定による財産処分の方法の認可</p> <p>(13) 法第54条の3の規定による清算結了の届出の受理</p>	<p>燕市</p>		

(略)	
(7) 農林水産部関係	
事 務	市町村
(略)	
3 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(6) (略)	新 潟 市、長 岡市、 三 条 市、柏 崎市、 新発田 市、十 日 町 市、見 附市、 村 上 市、燕 市、糸 魚 川 市、妙 高市、 五 泉 市、上 越市、 阿賀野 市、佐 渡市、 魚 沼 市、胎 内市、 聖 籠 町、弥 彦村、 出雲崎 町、湯 沢町、 津南町 及び刈 羽村
(略)	
13 森林組合法(昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(20) (略)	三 条 市、十 日 町 市、見 附市、 妙高市 及び栗 島浦村
14 森林法(昭和26年法律第249号。以下この項において「法」という。)	三 条 市、見

(略)	
(7) 農林水産部関係	
事 務	市町村
(略)	
3 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(6) (略)	新 潟 市、長 岡市、 三 条 市、柏 崎市、 新発田 市、十 日 町 市、見 附市、 村 上 市、燕 市、糸 魚 川 市、妙 高市、 五 泉 市、上 越市、 阿賀野 市、佐 渡市、 胎 内 市、聖 籠町、 弥 彦 村、出 雲 崎 町、湯 沢町、 津南町 及び刈 羽村
(略)	
13 森林組合法(昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(20) (略)	三 条 市、十 日 町 市、見 附市及 び妙高 市
14 森林法(昭和26年法律第249号。以下この項において「法」という。)	三 条 市、見

に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(6) (略)	附市、 <u>妙高市</u> 、 <u>佐渡市</u> 及び <u>粟島浦村</u>
---	--

に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(6) (略)	附市、 <u>妙高市</u> 及び <u>佐渡市</u>
---	------------------------------

(8) 農地部関係

事 務	市町村
1 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(14) (略)	新 潟 市、 <u>三 条市</u> 、 <u>見 附市</u> 、 <u>燕 市</u> 、 <u>出 雲 崎 町</u> 、 <u>津 南町</u> 及び <u>粟島浦村</u>
2 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略)	長 岡 市、 <u>柏 崎市</u> 、 <u>十日町市</u> 、 <u>糸 魚 川 市</u> 、 <u>妙 高市</u> 、 <u>五 泉 市</u> 、 <u>上 越市</u> 、 <u>阿 賀 野 市</u> 、 <u>胎 内市</u> 、 <u>弥 彦 村</u> 、 <u>湯 沢町</u> 、 <u>刈 羽 村</u> 及び <u>関 川村</u>
3 (略)	(略)
3の2 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第7条第4項第2号の規定に	新 潟 市、 <u>三 条市</u> 、 <u>燕 市</u> 、 <u>津 南町</u> 及び <u>粟</u>

(8) 農地部関係

事 務	市町村
1 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(14) (略)	新 潟 市 及び <u>粟 島 浦 村</u>
2 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略)	長 岡 市、 <u>三 条市</u> 、 <u>柏 崎市</u> 、 <u>十日町市</u> 、 <u>見 附市</u> 、 <u>燕 市</u> 、 <u>糸 魚 川 市</u> 、 <u>妙 高市</u> 、 <u>五 泉 市</u> 、 <u>上 越市</u> 、 <u>阿 賀 野 市</u> 、 <u>弥 彦 村</u> 、 <u>出 雲 崎 町</u> 、 <u>津 南町</u> 、 <u>刈 羽 村</u> 及び <u>関 川村</u>
3 (略)	(略)

よる設備整備計画の認定の同意 (2) 法第7条第9項（法第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議 (3) 法第7条第11項第1号（法第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取 (4) 法第8条第4項において準用する法第7条第4項第2号の規定による設備整備計画の変更の認定の同意	島浦村
---	-----

3の3 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第7条第4項第2号の規定による設備整備計画（法第7条第9項第1号に掲げる行為に係るものを除く。第3号において同じ。）の認定の同意 (2) 法第7条第11項第1号（法第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（前号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。） (3) 法第8条第4項において準用する法第7条第4項第2号の規定による設備整備計画の変更の認定の同意	胎内市、湯沢町及び関川村
--	--------------

(略)

(9) 土木部関係

事 務	市町村
(略)	
5の2 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(27) (略)	三条市、加茂市、十日町市、見附市、 <u>燕市</u> 、佐渡市及び湯沢町

(略)

9 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第2条第4項に規定する施行地区の面積が5ヘクタール未満のものに限り、2以	各市（新潟市、長岡市、三条
--	---------------

--	--

(略)

(9) 土木部関係

事 務	市町村
(略)	
5の2 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(27) (略)	三条市、加茂市、十日町市、見附市、佐渡市及び湯沢町

(略)

9 土地区画整理法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第2条第4項に規定する施行地区の面積が5ヘクタール未満のものに限り、2以	各市（新潟市、長岡市、三条
--	---------------

<p>上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p><u>(23)の2 法第48条の2第3項の規定による意見の陳述及び調査</u></p> <p><u>(23)の3 法第48条の2第4項の規定による意見の陳述</u></p> <p>(24) (略)</p> <p>(25)～(38) (略)</p>	<p>市、<u>十日町市</u>、<u>見附市</u>、<u>燕市</u>及び<u>上越市</u>を除く。)</p>	<p>上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p><u>(24)の2 法第51条第2項の規定による意見の陳述及び調査</u></p> <p><u>(24)の3 法第51条第3項の規定による意見の陳述</u></p> <p>(25)～(38) (略)</p>	<p>市、見附市及び<u>上越市</u>を除く。)</p>
(略)		(略)	
<p>9の3 土地区画整理法に基づく事務のうち、9の項各号に掲げるもの(同法第2条第4項に規定する施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p>	<p>三<u>条市</u>、<u>十日町市</u>、<u>見附市</u>及び<u>燕市</u></p>	<p>9の3 土地区画整理法に基づく事務のうち、9の項各号に掲げるもの(同法第2条第4項に規定する施行地区の面積が10ヘクタール未満のものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p>	<p>三<u>条市</u>及び<u>見附市</u></p>
(略)		(略)	
<p>10 土地区画整理法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第3条第1項の規定による施行者(以下「<u>個人施行者</u>」という。))及び土地区画整理組合が行う土地区画整理事業に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>都市計画区域である地域を管轄する町村(<u>聖籠町</u>を除く。)</p>	<p>10 土地区画整理法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第3条第1項の規定による施行者及び土地区画整理組合が行う土地区画整理事業に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>都市計画区域である地域を管轄する町村</p>
<p>10の2 土地区画整理法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、10の項各号に掲げるもの(個人施行者、土地区画整理組合、法第3条第3項の規定による区画整理会社及び市町村が行う土地区画整理事業に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(略)</p>	<p><u>聖籠町</u></p>	(略)	

(新潟県建築基準条例の一部改正)

第2条 新潟県建築基準条例(昭和47年新潟県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改正後	改正前
<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村(特定市町村を除く。)が処理することとする。</p> <p>(1)～(34) (略)</p> <p><u>(34)の2 法第60条の3第1項ただし書の規定に</u></p>	<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村(特定市町村を除く。)が処理することとする。</p> <p>(1)～(34) (略)</p>

による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付 (35)～(57) (略) 2 (略)	(35)～(57) (略) 2 (略)
---	------------------------

(新潟県青少年健全育成条例の一部改正)

第3条 新潟県青少年健全育成条例（昭和52年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(事務処理の特例) 第36条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、長岡市、三条市、柏崎市、 <u>十日町市</u> 、上越市及び聖籠町が処理することとする。 (1)～(9) (略)	(事務処理の特例) 第36条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、長岡市、三条市、柏崎市、 <u>上越市</u> 及び聖籠町が処理することとする。 (1)～(9) (略)

(新潟県屋外広告物条例の一部改正)

第4条 新潟県屋外広告物条例（平成7年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前																
(事務処理の特例) 第37条の3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。 <table border="1" data-bbox="220 1077 783 1870"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(29) (略)</td> <td>三 条 市、見 附 市、佐 渡 市、<u>胎 内 市</u>、湯 沢 町 及 び 刈 羽 村</td> </tr> <tr> <td>3 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) (略)</td> <td>上 越 市、南 魚 沼 市、聖 籠 町、関 川 村 及 び 粟 島 浦 村</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(29) (略)	三 条 市、見 附 市、佐 渡 市、 <u>胎 内 市</u> 、湯 沢 町 及 び 刈 羽 村	3 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) (略)	上 越 市、南 魚 沼 市、聖 籠 町、関 川 村 及 び 粟 島 浦 村	(事務処理の特例) 第37条の3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。 <table border="1" data-bbox="831 1077 1394 1870"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(29) (略)</td> <td>三 条 市、見 附 市、佐 渡 市、湯 沢 町 及 び 刈 羽 村</td> </tr> <tr> <td>3 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) (略)</td> <td>上 越 市、南 魚 沼 市、<u>胎 内 市</u>、聖 籠 町、関 川 村 及 び 粟 島 浦 村</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(29) (略)	三 条 市、見 附 市、佐 渡 市、湯 沢 町 及 び 刈 羽 村	3 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) (略)	上 越 市、南 魚 沼 市、 <u>胎 内 市</u> 、聖 籠 町、関 川 村 及 び 粟 島 浦 村
事 務	市町村																
(略)																	
2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(29) (略)	三 条 市、見 附 市、佐 渡 市、 <u>胎 内 市</u> 、湯 沢 町 及 び 刈 羽 村																
3 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) (略)	上 越 市、南 魚 沼 市、聖 籠 町、関 川 村 及 び 粟 島 浦 村																
事 務	市町村																
(略)																	
2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(29) (略)	三 条 市、見 附 市、佐 渡 市、湯 沢 町 及 び 刈 羽 村																
3 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) (略)	上 越 市、南 魚 沼 市、 <u>胎 内 市</u> 、聖 籠 町、関 川 村 及 び 粟 島 浦 村																

(新潟県福祉のまちづくり条例の一部改正)

第5条 新潟県福祉のまちづくり条例（平成8年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(事務処理の特例)

第26条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

事 務	市町村
(略)	
2 (略)	(略)
2の2 次に掲げる事務であつて、公共的施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上である建築物の全部又は一部を構成する公共的施設及び特定公共的施設に係るもの以外のもの (1) 第19条第1項及び第2項の規定による勧告 (2) 第20条の規定による公表及び意見陳述の機会の付与	村上市
(略)	

(事務処理の特例)

第26条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

事 務	市町村
(略)	
2 (略)	(略)
(略)	

(新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正)

第6条 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
(事務処理の特例) 第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	(事務処理の特例) 第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)</td> <td>長岡市、三条市、柏崎市、新潟市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、<u>村上市</u>、<u>燕市</u>、<u>糸魚川市</u></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、新潟市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、 <u>村上市</u> 、 <u>燕市</u> 、 <u>糸魚川市</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)</td> <td>長岡市、三条市、柏崎市、新潟市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、<u>村上市</u>、<u>糸魚川市</u></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、新潟市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、 <u>村上市</u> 、 <u>糸魚川市</u>
事 務	市町村								
精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、新潟市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、 <u>村上市</u> 、 <u>燕市</u> 、 <u>糸魚川市</u>								
事 務	市町村								
精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、新潟市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、 <u>村上市</u> 、 <u>糸魚川市</u>								

	魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、湯沢町、津南町、関川村及び粟島浦村	市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、聖籠町、湯沢町、津南町、関川村及び粟島浦村
--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第3号の表の改正（同表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から8の項までを1項ずつ繰り上げ、8の2の項を8の項とする改正に限る。） 公布の日
 - (2) 第1条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第5号の表の改正（同表中3の2の項を3の3の項とし、3の項の次に1項を加える改正に限る。） 平成27年1月1日
 - (3) 第1条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第5号の表14の項の改正 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母体保護法（昭和23年法律第156号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）並びに新潟県屋外広告物条例（平成7年新潟県条例第65号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。
- 3 第1条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第5号の表14の項の改正の施行の日前に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。